

# 呉市東部火葬場ほか予約システム構築等業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

呉市 環境部環境政策課

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 業務の目的            | P1 |
| 2 業務概要             | P1 |
| 3 プロポーザル方式の方法及び理由  | P1 |
| 4 事業スケジュール(予定)     | P2 |
| 5 参加資格要件           | P2 |
| 6 提案限度額            | P3 |
| 7 審査(評価)及び選定方法     | P3 |
| 8 (プレゼンテーション)審査の方法 | P4 |
| 9 優先交渉権者の選定        | P4 |
| 10 結果の通知           | P5 |
| 11 提出書類            | P5 |
| 12 参加辞退            | P7 |
| 13 提出部数            | P7 |
| 14 提出先             | P7 |
| 15 失格              | P8 |
| 16 契約の締結等          | P8 |
| 17 その他             | P8 |

### 《別紙》

提案書の選定に係る評価基準

### 《様式》

|                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| 様式1 質問書                    | 様式6-1 提案価格見積書             |
| 様式2 参加表明書                  | 様式6-2 運用・保守に係る提案価格見積書(月額) |
| 様式3 予約システム構築実績一覧表          | 様式7 参加辞退届出書               |
| 様式4 暴力団と関係する者でないことの誓約書兼同意書 | 様式8 情報非公開希望申立書            |
| 様式5 企画提案書                  | 様式9 参考図書貸与申込書             |

## 1 業務の目的

現在、本市における火葬場は、呉市斎場・呉市東部火葬場・呉市蒲刈火葬場・呉市豊火葬場・呉市極楽苑（令和5年度末で廃止予定）の5箇所で運営している。このうち、PFI事業で実施している呉市斎場を除く4箇所の火葬場の予約は、呉市東部火葬場において、1月1日を除く毎日午前8時30分から17時までの間のみ電話及びFAXで行っているが、予約システムを導入することにより365日24時間予約可能とし、火葬場利用の利便性の向上を図ることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

呉市東部火葬場ほか予約システム構築等業務

### (2) 業務場所

呉市安浦町大字安登字寒風11018番地の1 呉市東部火葬場内

### (3) 業務内容

呉市東部火葬場・呉市蒲刈火葬場・呉市豊火葬場の3火葬場の予約について、呉市東部火葬場内に葬祭事業者等がパソコンやスマートフォン等を利用して、365日24時間火葬の予約を行うことが可能な予約システムを構築する。

なお、詳細は呉市東部火葬場ほか予約システム構築等業務仕様書に示すとおりとする。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月末日まで

## 3 プロポーザル方式の方法及び理由

本予約システムの導入に当たり、事業者によりシステムの機能や特性が異なり、本市の火葬場の利用実態や市民ニーズに合った予約システムとするため、単に価格のみによる競争では、所期の目的を達成することができないおそれがあり、企画力、技術力、実施体制、実績等を考慮し、最も優れた提案を採用することが可能な公募型のプロポーザル方式により実施する。

#### 4 事業スケジュール(予定)

|                                      |                       |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 公募開始日（公告日）                           | 令和5年 <u>9月 6日（水）</u>  |
| 質問書（様式1）の提出期限                        | 令和5年 <u>9月12日（火）</u>  |
| 質問書に対する回答期限                          | 令和5年 <u>9月15日（金）</u>  |
| 参加表明書（様式2）の提出期限                      | 令和5年 <u>9月22日（金）</u>  |
| 予約システム構築実績一覧表（様式3）                   | 同 上                   |
| 暴力団と関係する者でないことの誓約書兼同意書（様式4）          | 同 上                   |
| 機能要望一覧に対する回答書（別紙1）                   | 同 上                   |
| 企画提案書（様式5）の提出期限                      | 令和5年 <u>10月 6日（金）</u> |
| 提案価格見積書（様式6-1）                       | 同 上                   |
| 運用・保守に係る提案価格見積書（様式6-2）               | 同 上                   |
| プレゼンテーションの実施日                        | 令和5年 <u>10月中旬頃</u>    |
| 審査結果通知書（優先交渉権者通知書及びプロポーザル選定結果通知書）の発送 | 令和5年 <u>10月中旬頃</u>    |
| 契約締結                                 | 令和5年 <u>10月下旬頃</u>    |
| システム仮稼働                              | 令和6年 <u>3月15日（金）</u>  |

本プロポーザルの実施に関する実施要領、仕様書及び提出書類等の様式は、本市ホームページからダウンロード配布とする。

※スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

#### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者の資格は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、複数の事業者による共同参加は認めない。

なお、公告日から優先交渉権者の決定又は契約までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 参加申込書を提出する時点で、呉市の令和3から令和6年度物品・業務委託等入札参加資格等有資格者名簿（078 情報システム・ソフトの開発・保守）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始日から本件契約までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 次に示す予約システム構築の実績を有していること。

ア 人体炉5炉以上（複数の火葬場を同一予約システムで運用している場合は、それらの合計炉）の火葬場として利用している施設に、インターネットを介した予約機能を有する予約システムの構築実績があること。

イ 前記の予約システムが、令和4年度までに稼働を開始しており、現在も継続的かつ安定的に運用されていること。

ウ アの予約システムは、汎用的なパッケージソフトウェアとし、柔軟にカスタマイズ可能なものであること。

エ アの予約システムは、予約データが消失したり、予約データが重複したりするなどの重大なトラブルを起こすことなく、運用開始から安定して稼働していること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC27001）、プライバシーマーク又はそれらと同等以上の公的認定を継続的に取得していること。

(8) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に定める暴力団又は暴力団と関係する者でないこと。

## 6 提案限度額

本業務の提案限度額は、次のとおりとする。

3, 670, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

内訳 ・システム構築等業務委託費3, 120, 000円

※システム閲覧用パーソナルコンピュータ、プリンタ、Wi-Fi 機器の調達及び設定費を含む。

・システム運用・保守費110, 000円（月額）×5月

※月数については、システム稼働時期により変動する。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。また、契約金額は優先交渉権者の選定後に詳細について、協議を行い決定するものであり、当該限度額は契約金額を保証するものではない。

## 7 審査(評価)及び選定方法

### (1) 選定委員会の設置

呉市東部火葬場ほか予約システム選定委員からなる選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本提案に係る選定は選定委員会において実施する。

### (2) 選定方法

事業の企画提案内容、経費等について総合的に、提案者の中から最も高得点を取得した提案者を1者選定し、契約候補者として優先交渉権を与える。なお、最高総得点が同点の場合は、提案価格が低い者を上位とする。提案価格も同額の場合は、機能要望項目のうち実施可能な項目数の多い順に優先交渉権者を決定する。実施可能な項目数が同数の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。

優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、総得点が2位の者を次点候補者として選定し、以下同様とする。

### (3) 審査方法

選定委員会がプレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施する。なお、提案者が1者のみであっても参加資格要件を有する場合は、審査を実施する。審査の結果、本実施要領9（1）に定める最低基準点に満たない場合は、本プロポーザルによる契約は行わない。

## 8（プレゼンテーション）審査の方法

審査参加者に対して、選定委員がプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

（1）日 程 令和5年10月中旬を予定〔日時、場所等は別途連絡する。〕

（2）実施時間 1事業者30分以内（設営・撤収時間を含むが、別に質疑応答として10分程度を予定）

（3）実施方針 プレゼンテーションの内容は録音する。

説明資料については、企画提案書（期限までに提出されたものに限る。）に基づいて行うものとし、提出期限後又は当日、新たに文言等を追加すること及び追加資料等の提出はできないものとする。

また、プレゼンテーションは参加者名を伏せて実施するので、会社名が特定できるような説明や服装等（名札やバッジ等を含む。）での参加は禁止する。

（4）使用物品 机，椅子，電源は事務局で用意するが，説明に当たり電子機器（ケーブル類等を含む。）を用いる場合は，参加者において用意すること。なお，モニターは事務局で用意することができるが，プレゼンテーション実施日の前日から起算して5日前（休日，祝日を除く。）までに事務局に電子メール又は書面で申込みすること。

## 9 優先交渉権者の選定

（1）参加者から提出された企画提案書及び提案価格見積書について，選定委員が評価基準に基づき評価項目ごとに点数付けを行い，総評価得点数の最も高い者を優先交渉権者として選定する。評価の結果，総評価得点数が総合計点の6割（最低基準点）以上の者がいない場合は，本プロポーザルによる契約は行わない。

（2）参加者が1者であった場合でも，評価基準に基づき審査し，プレゼンテーションを実施する。その結果，最低基準点に満たない場合は，本プロポーザルによる契約は行わない。

（3）見積金額が著しく低額の場合は，当該業務の履行が可能であるか調査を行うことができるものとする。また，必要と認められる場合は，プレゼンテーション時に提案価格見積書等の内容について，説明を求めることができることとする。

## 10 結果の通知

審査の結果について、優先交渉権者として決定した者には優先交渉権者選定通知書を、それ以外の参加者については、プロポーザル選定結果通知書を書面により通知するものとし、参加者は、審査・選定結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。

## 11 提出書類

書類の提出については、次のとおりとし、事前に事務局に連絡し、持参又は郵送（宅配を含む。以下同様とする。）で提出すること。持参する場合は、開庁日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによることとする。なお、期限後の提出は原則として認めない。

### (1) 質問書（様式1）

書面及び電子メールによる提出とし、電話及び口頭による質問は受け付けられないものとする。電子メールの標題に「質問書（業者名）呉市東部火葬場ほか予約システム構築等業務公募型プロポーザル」の文字列を必ず入れ、電子メール送信後は事務局に電話して受信の確認をすること。また、質問と回答を記載したものを電子メールにより全ての参加者に送付するとともに、回答期限までにホームページに掲載する。

原則として、審査に関する質問については回答しない。

回答に対する問い合わせは受け付けない。

質問及び回答の内容は、本実施要領等の内容を修正又は追加したもののみならず。

質問受付期限を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが本プロポーザルに対し重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

### (2) 参加表明書（様式2）

参加表明書には、次の書類等を添付すること。

ア 予約システム構築実績一覧表（様式3）

イ 事業者概要（任意様式）

日本産業規格A列4版（以下「A4版」という。）縦1枚に、商号又は名称・所在地・設立年月日・代表者名・資本金・事業所数・従業員数・主な業務等を記載すること。また、事業内容等を記したリーフレット等があれば添付することも可とする。

ウ セキュリティ規定の資格を取得していることが分かる書類等（写し可）

エ 本要領5参加資格要件（5）を証明する証明書

提出日前3か月以内に作成された納税証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3）

オ 本要領5参加資格要件（6）の実績について記載した予約システム構築実績一覧表（様式3）

カ 本要領5参加資格要件（7）を取得していることが分かる書類等（写し可）

キ 本要領5参加資格要件（8）に規定する者でないことの誓約書兼同意書（様式4）

### (3) 企画提案書等の提出形式

企画提案書は、企画提案書（様式5）及び企画提案書（任意様式）からなるものとし、本実施要領「13 提出部数」に規定する正本及び副本を提出するものとする。なお、企画提案書（任意様式）は次の項目を記載し、形式等については次のとおりとする。

#### ア 記載項目

##### (ア) 本市要望事項に対する提案内容

本市要望事項を勘案した、システム導入後のイメージを記載すること。

##### (イ) システム構築の計画

システム稼働に向けたスケジュール、内容、体制等を記載すること。

##### (ウ) 管理者向け機能、利用者向け機能

管理者（環境政策課職員）、利用者（火葬場職員）が使用する機能の内容を記載すること。

##### (エ) 登録者向け機能

登録者（葬祭事業者等）が使用する機能の内容を記載すること。

##### (オ) セキュリティ（ハード）

データセンター、データのバックアップ、ハードウェア機器の障害対策、不正アクセスの防止等、物理的な対策を記載すること。

##### (カ) セキュリティ（ソフト）

ソフトウェアにおける脆弱性対策、通信の暗号化、アクセスログの管理、社員の不正対策等、(オ) 以外の対策を記載すること。

##### (キ) 運用保守管理（ハード）

システム監視、システムオペレーション、障害対応、復旧支援等を記載すること。

##### (ク) 運用保守管理（ソフト）

ヘルプデスクの体制、調整管理の体制、定期点検体制、報告体制等を記載すること。

##### (ケ) 追加提案事項、独自提案事項、その他アピールしたい事項

有益な提案があれば記載すること。

#### イ 作成形式

(ア) A4版を使用し、横書き片面印刷で作成し、1部ずつA4版2穴ファイルに内容が確認できるよう綴ること。なお、必要に応じA3版の用紙を挿入することができるものとするが、A4サイズに折りたたんで綴ることとする。また、別冊を添付することはできないものとする。

(イ) 表紙及び目次を付けて、企画提案書本文には、下部中央に1から始まるページ番号を付すこと。

(ウ) ファイルの表紙及び背表紙には、本業務名を記し、正本にのみ参加者名を記載すること。



- (エ) 副本は、参加者名及びそれを推測することができる情報（略称やロゴマーク等を含む。）は記載しないこととし、これを消せない場合は、当該箇所を黒塗りするなどして提出するものとする。
- (オ) 専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とし、カラーを用いることや、内容を補完するために、写真・絵・図・表等を利用することも可能とする。
- (カ) 使用する文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上（図表中の文字等については除く。）とする。
- (キ) 正本と副本のデータを PDF ファイルに変換し、CD-R、DVD-R 又は USB メモリ（2.0 以上）にて提出すること。
- (ク) 提出できる提案は、1 参加者につき 1 件に限るものとする。
- (4) 提案価格見積書（様式 6-1）  
システム構築、操作説明等に要する経費を記載すること。
- (5) 運用・保守に係る提案価格見積書（月額）（様式 6-2）  
システム運用・保守に要する経費を記載すること。
- (6) 提出書類の内容に関し、疑義又は確認したい事項があったときは、その都度説明を求めることができるものとする。

## 12 参加辞退

参加者は、プロポーザル参加について辞退することができる。この場合、参加辞退届出書（様式 7）を持参又は郵送（特定記録郵便）により速やかに提出するものとするが、企画提案書を提出した後は、原則として、辞退を認めない。

なお、企画提案書等の提出期限までに企画提案書等が提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 13 提出部数

提出する書類は、各 1 部とする。ただし、企画提案書については、次のとおりとする。

正本（様式 5 及び別添企画提案書） 1 部

副本（別添企画提案書） 10 部

## 14 提出先

事務局 呉市環境部環境政策課 斎場・墓地グループ（担当：荒谷・高橋）

所在地 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号（本庁舎7階）

電話 0823-25-3298

電子メール [kansei@city.kure.lg.jp](mailto:kansei@city.kure.lg.jp)（本要領において、電子ルールによる提出が認められている場合に限る。）

## 15 失格

参加者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者が提出した参加表明書及び企画提案書等を無効とし、参加者のプロポーザル参加資格又は優先交渉権者の決定を取り消す。

- (1) 提案価格見積書の金額が、本実施要領6で示した提案限度額を超えた場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合又は重大な不備があった場合
- (3) 審査結果に影響を及ぼすような工作等、不正な行為等を行った場合
- (4) その他、本実施要領及び本市が定める手続等によらなかった場合

## 16 契約の締結等

### (1) 仕様の調整

本市と優先交渉権者で企画提案書をもとに委託内容について協議し、仕様の調整を行う。

### (2) 契約の締結

優先交渉権者は、前号に規定する仕様の調整をした上で協議が整った場合、改めて本市の指定する方法により見積書を提出し、双方が合意に達した場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約による契約を行う。

また、協議の結果、契約に至らなかったとき又は優先交渉権者が契約を締結しないときは、参加者のうち総評価得点数の高い者から順に交渉を行うこととし、上記と同様の方法により契約を締結することとする。

### (3) 再委託の禁止

受注者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に文書により本市の承認を受けた場合は、その一部に限り再委託をすることができる。

### (4) 契約金額の支払

本契約費用の支払については、業務完了後の一括払とする。

## 17 その他

(1) 本プロポーザルに係る提出物の作成、プレゼンテーション等に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 書類等の提出、追加、修正は提出期限内とし、提出期限後の追加、修正はできないこととする。ただし、市から指示があった場合は除く。

(3) 企画提案書等の提出書類については、本プロポーザルにおける優先交渉権者選定等以外の目的では無断使用しない。ただし、参加者の承諾を得たときは、無償で使用できるものとする。また、著作権は参加者に帰属するが、提出物そのものは、本市の所有物として本市が一定期間保管し、参加資格の有無にかかわらず参加者への返還はしないものとする。

- (4) 本プロポーザルの実施に当たり、参加者は本市が提供した資料等を、本プロポーザルへの参加に係る目的以外には使用してはならない。また、本プロポーザル参加に当たって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の全てを参加者が負うものとする。
- (6) 企画提案書に記載された業務責任者は、呉市業務委託契約約款第8条の規定にかかわらず、原則として、本業務が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、業務責任者が、病気治療、死亡及び当初予期していなかった事由による退職等やむを得ない理由により、当該業務の遂行が困難になったと認める場合は、予め本市の承諾を得たうえで、同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認めることができる。
- (7) 提出された書類等は、呉市行政情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式8）を提出すること。ただし、非公開の申し立てがあった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上望ましいと認める場合等は、公開することがある。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により業務が中止となった場合は、公告後であっても、本プロポーザルを中止することがある。この場合、参加者に対し、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市環境部環境政策課においてその対応を決定する。
- (10) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

| 評価項目                                   | 得点          | 係数 | 評価点数    |       |    |       |     |
|--|-------------|----|---------|-------|----|-------|-----|
|  |             |    | 特に優れている | 優れている | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| <b>1 企画提案書に関すること (10点)</b>             |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) 本市要望事項に対する提案内容                     |             | 1  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| (2) システム構築の計画                          |             | 1  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| 点数                                     | /10         |    |         |       |    |       |     |
| <b>2 機能に関すること (20点)</b>                |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) 管理者向け機能, 利用者向け機能                   |             | 2  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| (2) 登録者向け機能                            |             | 2  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| 点数                                     | /20         |    |         |       |    |       |     |
| <b>3 セキュリティに関すること (20点)</b>            |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) ハード                                |             | 2  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| (2) ソフト                                |             | 2  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| 点数                                     | /20         |    |         |       |    |       |     |
| <b>4 運用保守管理に関すること (20点)</b>            |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) ハード                                |             | 2  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| (2) ソフト                                |             | 2  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| 点数                                     | /20         |    |         |       |    |       |     |
| <b>5 プレゼンテーションに関すること (5点)</b>          |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) 有益な提案                              |             | 1  | 5       | 4     | 3  | 2     | 1   |
| 点数                                     | /5          |    |         |       |    |       |     |
| <b>○ 業務実績等に関すること (5点)</b>              |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) 業務実績 係数×実績数/最高実績数(小数点以下四捨五入)       |             | 5  |         |       |    |       |     |
| 点数                                     | /5          |    |         |       |    |       |     |
| <b>○ 参考見積金額に関すること (10点)</b> 小数点以下四捨五入  |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) 提案価格見積書 係数×最低見積価格/見積価格             |             | 5  |         |       |    |       |     |
| (2) 運用・保守に係る提案価格見積書(月額) 係数×最低見積価格/見積価格 |             | 5  |         |       |    |       |     |
| 点数                                     | /10         |    |         |       |    |       |     |
| <b>○ 要望機能に関すること (10点)</b> (小数点以下四捨五入)  |             |    |         |       |    |       |     |
| (1) ◎に関する得点 係数×対応可能数/対応可能最多数           |             | 5  |         |       |    |       |     |
| (2) ○に関する得点 係数×対応可能数/対応可能最多数           |             | 3  |         |       |    |       |     |
| (3) △に関する得点 係数×対応可能数/対応可能最多数           |             | 2  |         |       |    |       |     |
| 点数                                     | /10         |    |         |       |    |       |     |
| <b>総評価得点数</b>                          | <b>/100</b> |    |         |       |    |       |     |